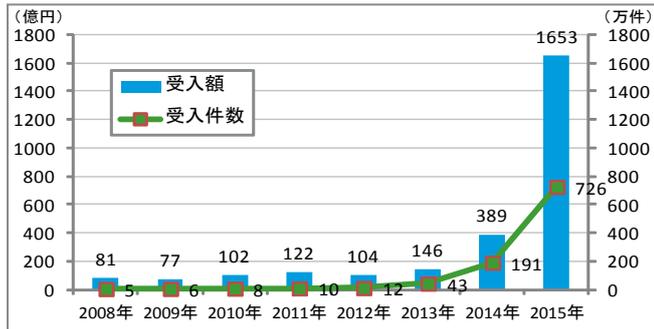


I. ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村へ行う「寄付」です。一般的に自治体へ寄付をした場合には、確定申告を行うことで、その寄付金の一部を所得税及び住民税から控除することができます。ふるさと納税の場合、一定の上限はあるものの、自己負担額の 2,000 円を除いた全額が控除の対象となります。さらに、寄付のお礼としてその地域の特産品などがもらえる点が最大の魅力といえるでしょう。

2008 年に始まったこの制度は、しばらくの間 100 億円前後の規模で推移していましたが、2015 年に控除限度額がそれまでのおよそ 2 倍に拡充され、さらに後述するワンストップ特例制度が創設されたことにより、申請者が急増しました。2015 年の納税受入額は 1,653 億円（前年比 4.3 倍）、受入件数は 726 万件（同 3.8 倍）となっています。

【図表 1】ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移



II. 税額控除の仕組み

自分の選んだ自治体へふるさと納税を行った場合、寄付額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます。

例えば、年収 700 万円の給与と所得の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000 円のふるさと納税を行うと、2,000 円を超える部分である 28,000 円 (30,000 円 - 2,000 円) が所得税と翌年の住民税から控除されます。

【図表 2】控除額の計算 (総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より転載)



控除の順番は、①所得税、②住民税 (基本分)、③住民税 (特例分) ですが、①②で控除しきれない分は③で調整されるので、全体で「寄付額 × 所得税・住民税率 + 住民税所得割の 2割が上限」とざっくり覚えておいて差し支えないです。

この上限額について、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」で給与収入・家族構成ごとの目安を掲載しており、その一部を抜粋したものが【図表 3】です。ウェブサイトではさらに細かく分類しているので、併せて確認ください。

【図表 3】控除されるふるさと納税額 (年間上限) の目安

給与収入	独身又は 共働き	共働き+子 1 人 (高校生)	共働き+子 2 人 (大学生と高校生)
300 万円	28,000 円	19,000 円	7,000 円
400 万円	42,000 円	33,000 円	12,000 円
500 万円	61,000 円	49,000 円	28,000 円
600 万円	77,000 円	69,000 円	43,000 円
700 万円	108,000 円	86,000 円	66,000 円
800 万円	129,000 円	120,000 円	85,000 円
900 万円	151,000 円	141,000 円	119,000 円
1,000 万円	176,000 円	166,000 円	144,000 円
1,100 万円	212,000 円	193,000 円	170,000 円
1,200 万円	239,000 円	229,000 円	197,000 円
1,300 万円	268,000 円	258,000 円	235,000 円
1,400 万円	351,000 円	339,000 円	264,000 円
1,500 万円	386,000 円	374,000 円	346,000 円
2,000 万円	560,000 円	548,000 円	521,000 円
2,500 万円	845,000 円	831,000 円	800,000 円

(給与収入のみで住宅ローン控除等を受けていないケース)

ただし、住宅ローン控除を受けている場合は注意が必要です。これは住宅ローン残高の 1% (上限あり) を 10 年間にわたって所得税から控除できる制度ですが、所得税から控除しきれない場合は住民税からも控除できる仕組みとなっています。住宅ローン控除後も十分な住民税所得割が残っていることを、勤務先から毎年 5~6 月頃に配布される「特別徴収税額の決定通知書」などで事前に確認するようにしましょう。仮に控除しきれない金額がある場合は、先の 2,000 円と併せて自己負担となってしまいます。

### III. ワンストップ特例制度

税額控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。しかし、2015年4月1日から、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。これにより、年末調整だけで確定申告を行う必要のない給与所得者等の負担が軽減されました。

一見便利な制度ですが、申請にあたって2016年からマイナンバーと本人確認書類が必要になるほか、次の2点に留意してください。

#### (1) 控除限度額を超える寄付を行う場合

ワンストップ特例を申請すると、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、翌年の住民税から控除されます。そのため、確定申告を行った場合との相違が生じないよう、【図表2】の「所得税の控除額」相当が申告特例控除として住民税から控除されます。したがって、同「住民税の控除額（特例分）」の上限を超えて納税した場合には、所得税から控除できたであろう分だけ確定申告に比べて自己負担が増えることとなります。

#### (2) 確定申告が必要になった場合

ワンストップ特例を適用するためには次の2つの要件を満たす必要があります。

- 確定申告不要な給与所得者等であること
- ふるさと納税先が5団体以内であること

医療費控除の必要性が生じた場合や納税先が5団体を超過してしまった場合には、確定申告を通じて控除の手続を行わなければなりません。事前に各自治体へ申請していたとしても、自動的に税金は控除されないの留意してください。

### IV. ふるさと納税の落とし穴

住宅ローン控除を受ける場合や上記「ワンストップ特例制度」で示したほかにも、いくつか落とし穴があります。これらに気を付けながら、年末に向けてふるさと納税を活用してください。

- 十分な収入のない家族（例えば専業主婦）が自己の名義で寄付しても、所得税や住民税を支払っていない以上は控除を受けられない
- 受け取った返礼品は一時所得に該当する（ただし、ほかの一時所得と併せて50万円までは非課税）

### V. 企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税は、国が認定する地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄付を行うと、最大で約6割相当額が法人関係税で軽減される、2016年4月にスタートした新しい制度です。

#### (1) 税制面のメリット

現行の寄付金税制では、損金算入を通じて寄付額の約3割の税の軽減効果がありました。企業版ふるさと納税では、新たに寄付額の3割が税額控除され、これまでの2倍の節税効果を受けることができます。

【図表4】税制措置のイメージ（内閣府「活用の手引き」より転載）

← 寄付額 →			
損金算入による軽減効果 (約3割)※ 国税+地方税	(2割) 税額控除 法人住民税 +法人税	(1割) 法人 事業税	企業負担(約4割)

※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

#### (2) 社会貢献活動のPR

企業にゆかりのある地域や事業分野に関連する地方創生プロジェクトに寄付を行うことで、社会貢献のイメージアップにつながりますし、自治体との関係強化も期待できます。

制度開始直後、北海道で創業したニトリホールディングスが夕張市に2016~19年の4年間で総額5億円を寄付する方針を発表し、話題となりました。夕張市は2007年の財政破綻後、人口減少に対応するために、公共施設の集約によるコンパクトシティを推進しています。

ただし、企業の本社が所在する地方公共団体への寄付は本制度の対象外となります。

#### (3) その他の特徴点

上記に掲げた以外の本制度の特徴点は次のようなものです。

- 最低寄付額は10万円、個人のふるさと納税に比べれば高額だが企業にとっては比較的寄付しやすい金額設定
- 寄付の対象となる認定事業は2016年8月時点で102事業と限定的、かつ地方交付税が交付されていない東京都や都市部の市町村は本制度の対象外
- 寄付の見返りとして入札や許認可で便宜を図るなどの経済的利益を受けることは禁止
- 返礼品を受け取った場合は受増益課税

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>